

●香川県告示第473号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成21年10月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 廃止年月日 | 名 称 | 所 在 地 |
|------------|-----------------------|---------------|
| 平成21年8月2日 | 鈴木歯科医院 | 丸亀市北平山町2-3-3 |
| 平成21年8月12日 | 吉永歯科医院 | 丸亀市飯野町東2533-5 |
| 平成21年9月6日 | 安治川歯科医院 | 仲多度郡琴平町730番地 |
| 平成21年9月19日 | 医療法人社団 尚和会 塩田 歯科医院 | 仲多度郡琴平町156番地 |